

地域森林計画(案)に係る意見等への対応一覧

通し 番号	掲載 ページ	原 文	意 見	県 の 対 応	対応 ページ
1	22	2 森林の整備に関する事項 (2)造林に関する事項 「なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木*や花粉の少ない苗木の増加に努めることとします。」	「苗木の増加に努めることとします」とあるが、この場合の主語は新潟県か。また、新潟県であれば具体的な対策の内容をご教示願うとともに、その内容を記述する必要がないか確認したい。	第2章は市町村森林整備計画の規範となる指針等を記載している章となります。そのため、主語は造林を実施する者となります。なお、ご指摘の内容を踏まえ、一部修正いたしました。	22
2	28 29	2 森林の整備に関する事項 (3)保育及び間伐に関する事項 iii その他必要な事項 ア スギ人工林…略 イ 広葉樹施業…略	当該事項は新潟県「治山事業における保安林整備技術指針」によるとあるが、保安林以外の普通林にも適用することに問題はないか。また、アについては、技術指針策定の際、人工造林によって造成された保安林の不成績地対策として、判断基準や育成方法が検討された経緯があり、積極的な複層林造成と少し考え方が違うのではないかと思います。また、イについても、前計画では広葉樹天然性林を対象とした複層林の造成でしたが、今回は「広葉樹林施業(人工林及び天然性林?)」とし、その後(広葉樹)複層林施業における注意事項を追記していますが、「イ広葉樹林における複層林施業の方法に関する指針」とはならないのでしょうか？	ア 今までの林業における木材生産に関する内容に加え、育成複層林を増やすため、施業の方法に関する指針に公益的機能の発揮に関する施業の手法を追加したものです。 イ 広葉樹林施業は育成単層林及び複層林施業を含んだものとなっています。 なお、ご指摘の内容を踏まえ、一部修正いたしました。 詳細については、資料No.3の説明を持って回答とさせていただきます。	29
3	40	2 森林の整備に関する事項 (6)森林施業の合理化に関する事項 V その他必要な事項 ア 県民の活動意欲の醸成と参加ニーズに応えた情報の提供	県が行う、記載されたような「フォーラムの実施」、「ボランティアや活動情報の提供」の具体的な内容についてご教示願いたい。	県では、市町村や緑百年と連携し、幅広い世代の地域住民やボランティア団体等による植栽・育樹活動などへ支援するとともに、県ホームページでボランティアや活動情報の提供を行っています。	-
4	52 74 90 103	第3 下越森林計画区の計画量等(樹立) 1 森林の区域 第4 中越、上越及び佐渡の森林計画の計画量等(変更) 1 中越森林計画区 (1)森林の区域 2 上越森林計画区 (1)森林の区域 3 佐渡森林計画区 (1)森林の区域	「土地利用の動向からみて森林として利用することが適当であると認められ区域を新たに地域森林計画の対象とする森林の区域に追加した」ものが、下越213ha、中越435ha、上越289ha、佐渡720ha、合計1,657haある。 どのような「土地利用の動向」から森林として利用することが適当としたのか説明が必要と感じたがいかがか？ また、大きな森林の異動が森林計画や行政等に及ぼす影響等についてご教示願いたい。	現況が森林であることをもって、森林区域への追加が適当であると判断いたしました。 詳細については、資料No.3の説明を持って回答とさせていただきます。	-